



## 三田渡碑（大清皇帝功德碑）の予備的考察

著者	篠原 啓方
雑誌名	東アジア文化交渉研究 = Journal of East Asian cultural interaction studies
巻	10
ページ	561-572
発行年	2017-03-31
その他のタイトル	A preliminary Consideration of Samjeondo Monument (Memorial Stele of Ch'ing Tai jong in Samjeondo)
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/10944">http://hdl.handle.net/10112/10944</a>

# 三田渡碑（大清皇帝功德碑）の予備的考察

篠原啓方

## A preliminary Consideration of Samjeondo Monument (Memorial Stele of Ch'ing Tai jong in Samjeondo)

SHINOHARA Hirokata

In this essay, I present the report and the evaluation of Samjeondo Monument in Modern Times. The monument for the Qing Emperor was erected at the command of Emperor Taizong (Hong Taiji) of Qing Dynasty in December 1639 after Joseon's defeat to the war between Joseon and Qing. After the National Liberation Day of Korea (August 15, 1945), this monument has been evaluated from a nationalistic perspective rather than the value as a cultural property. In 1957, the monument was changed from a national treasure to a historical site. This change reflected the recognition of the symbol of national shame, but there was also the result of protecting the cultural properties related to the monument.

キーワード：清太宗功德碑、三田渡、碑、朝鮮（韓国）、文化財

### はじめに

清太宗功德碑は朝鮮で製作された、大型の石碑である。17世紀前半の東アジアにおける大きな事件の顛末を記した碑であると共に、朝鮮時代の碑石文化の変遷を考える上で貴重である。筆者は東アジアの碑石文化を調査する中で、同碑の重要性を認識するに至ったが、その調査の過程において、朝鮮（韓国）におけるこの碑への視線が複雑であることを知った。そこで本稿では、特に近代以降における同碑の調査と文化財としての位置づけ、そしてそれをめぐる認識について、近年起こった石碑の毀損事件も含め、概観してみたい。

同碑の本来の名称は「清太宗功德碑」であるが<sup>1)</sup>、朝鮮時代には立碑以降、地名にちなんで「三田渡碑」と呼ばれることが多く、また韓国の国家指定文化財名が「三田渡碑」であることから、本稿では「三田渡碑」の名称を用いる。また本稿の作成にあたっては、ソウル歴史編纂院の朴明浩先生より多くの資料

---

1) 碑名は満洲文、蒙古文、漢文で書かれており、ニュアンスがそれぞれ異なる（清・大清国、皇帝・汗・可汗など）が意味するところは同じである。訳は鴛淵一「清初における清鮮関係と三田渡の碑文（上～下の二）」（『史林』第13巻第1号～第4号、1928）によった。

提供を賜った。紙面において感謝申し上げます。

## I 三田渡碑の製作経緯と近代の調査

中国東北部において勢力を拡大した後金は1636年、国号を清とあらため、朝鮮に対し臣下の礼を執るよう要求してきた。朝鮮がこれを拒否すると、同年12月、清は大軍を率いて朝鮮に侵入した。朝鮮の王仁祖は、漢江の南にある南漢山城に籠城して清軍と対峙するが、各地域における朝鮮軍の抵抗も空しく、城内の兵糧も尽き、仁祖はついに清に降伏し、漢江の南にある三田渡に築かれた受降壇において、仁祖みずから汗（清太宗、ホンタイジ）に三拝九叩頭して降服の儀式を行なった。その後、清はその記念として、三田渡に碑を立てるよう朝鮮に要求した。仁祖は臣下に清の皇帝を讃える文を作らせ、巨大な石碑を製作させた（図1・2）。

三田渡碑は亀趺と碑身、螭首からなり、碑身と螭首は一つの石で製作されている。碑石は高3.95m、幅1.4mで、亀趺と碑を合わせた全高は5.7mに達する。規模は韓国国内の碑石中、最大級であり、彫刻の意匠や技術においても朝鮮時代後期を代表する作品の一つとして、国家史蹟第101号に指定（1963年1月21日）されている。



図1 三田渡碑全景（2009年、筆者撮影）



図2 碑の螭首および碑陰（2016年、筆者撮影）

朝鮮時代の三田渡は、行政上は京畿道広州府に属し、漢江南岸の渡し場として官船が置かれていた。三田渡と碑は朝鮮時代後期の詩文にもたびたび登場し、立碑の経緯についても触れられているが、碑文の内容を具体的に記したものはほとんどないようである<sup>2)</sup>。

碑は19世紀後半まで碑閣によって保護されていたようであるが（図3）<sup>3)</sup>、朝鮮末期の儒者である黄玟

2) 邑誌をはじめとする地誌類にも、三田渡碑を挙げているものはほとんどない。

3) 「広州全図」（奎10357）の一部。左中段の「三田渡」の文字の下に「碑閣」とある。解説によれば、同図は1872年の作であるという（ソウル大学校奎章閣『朝鮮後期地方地図—京畿道篇—』、1997、15～16頁）。

（生没年1855～1910）は、この碑をめぐる起こった1895（高宗32）年の事件を次のように記している。

#### 迎恩門、三田渡碑の撤廃

迎恩門を壊し、三田渡碑を倒した。門は、京城の正門外、数町の所にあった。明の時代には「延詔門」と称していた。清の世祖の年号である、順治以後「迎恩門」と改称した。思うに、中国の詔使を迎える所である。碑は、漢江の三田渡にあった。丁丑（仁祖十五年、一六三七年）、都城を占領された後、清国人がわが国に強制して、かれらの戦功を記録させた。故・相臣・李景奭がその碑文を作った。いわゆる「天子が十万の兵を率い、東征した」という内容である。蒙古文字で書いた。だから、わが国の人で解する者はいなかった。ここにきて、清国との絶交は既に定まり、事大の儀節もことごとくなくした。だから、あわせて、この挙に及んだのである<sup>4)</sup>



図3 三田渡と碑閣

黄玹は、碑文が朝鮮の宰相李景奭の作であるとする一方、蒙古文であるため朝鮮の人間には内容が分からないと記している。黄玹のみならず、多くの両班層にとって、碑文の具体的な内容を知る機会ほとんどなかったものと考えられる。このように三田渡碑は、迎恩門と共に清に対する事大あるいは国恥の象徴として人々に記憶されており、また一部の支配層にとっては、石碑（文化）の価値よりも、象徴として立ち続けている事実が問題視されたのであった。

その後、朝鮮の歴史や文化財に対する調査・研究は、日本が朝鮮の利権を収奪し、植民地化していく過程で、日本人によって独占されていくことになる。日本人として初めて三田渡碑を学術的に調査したのは、関野貞（生没年1867～1935）であろう。

次に当時代に於ける石碑は其数殆幾万なるやを知らされとも芸術上の価値に於て傑出せる者は極めて稀なり余等今日まで調査せし者の中最優秀なる者は太祖建元陵碑（権近撰）太宗献陵碑（六季良撰）にして其螭首の雄渾なる殆宋元の壘を摩し更に之を凌駕せんとするの概あり京城パゴダ公園内にある大円覚寺碑は近頃残（浅）見氏の研究により表は金守温撰成任書裏は徐居正撰鄭蘭宗書たること始めて明白となれり文筆共に一代の選良稀世の珍とすへき者なれとも惜むらくは風零雨残文字磨泐殆読むに堪へざることを而も螭首龜趺共に完存し雄麗の氣象技巧の精鍊遠く明碑の上に出つるを覚ゆ此等の古碑を見るときは当時代初期に於ける此種の技術の発達侮るへからざるものあるを知るに足るへし宣祖以後の者にありては広州三田渡にある大清皇帝功德碑大作と称すへし当時技巧の精を尽せし者ならんも前三者に比すればは類劣れり此他開城善竹橋碑敬徳宮碑類大なれとも多少清式

4) 黄玹著（朴尚得訳）『梅泉野録』（国書刊行会、1990）、229頁。原文は漢文であるが、筆者は原文を確認することができなかった。

を加味して意匠技術共に大に劣れり<sup>5)</sup>

関野は1909年、大韓帝国度支部建築所から文化財の調査を嘱託され、国内の建築調査を中心に古蹟・工芸品などを調査した。上記の内容は、同年に京城で行なわれた講演を抜萃したものである<sup>6)</sup>。関野は、三田渡碑が大作ではあるが朝鮮前期の優作には及ばないとしている。関野は碑のみならず、朝鮮時代の芸術全般（恐らくは彼が調査した資料の範囲において）について、時代が下るにつれ作品の価値も下がると考えていたようであるが<sup>7)</sup>、「後期に入りては芸術上清国との関係漸く疎となりて却て益韓国特殊の趣味を發展せしは芸術史上面白き現象と曰ふべく國際の關係上亦頗注意すべき形勢と謂はざるへからず<sup>8)</sup>とし、その特殊性に注目している。なお本書には、倒れた三田渡碑の写真が掲載されており、碑が1895年以来、放置されていたことが分かる。

この講演の内容は翌年刊行された『朝鮮芸術之研究』にも収録された<sup>9)</sup>。朝鮮時代の碑に関する関野の記述は、『韓紅葉』の字句に若干手を加えた程度のものであるが、同書の特色は、調査した文化財を地方別・時代別の「遺蹟一覧表」にまとめ、その価値を四つの等級で示した点にある。等級は以下の通りである。

甲	最優秀なる者	此両者は特別保護の必要な者
乙	之に次く者	
丙	之に次く者	此両者は特別保護の必要を認めざる者 但丙の者は他日朝鮮全部の調査を了せる後に至らば比較考査上乙に編入すべきものもあるへし
丁	最価値に乏しき者	

関野は三田渡碑が太祖建元陵碑、太宗献陵碑、大円覚寺碑よりも劣るとしながらも、等級においては共に「乙」としており<sup>10)</sup>、文化財としての重要性を高く評価している。

## II 植民地期における三田渡碑の調査と文化財指定

1910年、大韓帝国が日本の植民地「朝鮮」になると、日本人による朝鮮半島の文化財調査事業も拡大

5) 関野貞「韓国芸術の変遷に就きて」(『韓紅葉』、度支部建築所、1909)、66～68頁

6) 早乙女雅博「関野貞と朝鮮考古学」(『関野貞アジア調査』、東京大学出版会、2005)、250頁

7) 関野の死後刊行された『朝鮮の建築と芸術』(岩波書店、1941)においても、新資料が加えられているものの、基本的な視点は変わっていない。「太祖健元陵碑・太宗献陵碑亦同様の螭首を有し、其雄渾の氣象却て明碑を凌駕し宋元の壘(壘)を摩している。京城バゴダ公園内大円覚寺碑の螭首亀趺は唐宋碑より脱化し来りて而も固有の特色を示し、技巧の精練なる実に李朝碑中の白眉である。而るに碑の様式は後期に至るに随ひ次第に頹廢の風を帯び、手法も随て粗漫となり復観るに足るべき者は少くなつた。……広州三田渡にある大清皇帝功德碑は鮮碑中の大作にして亦後期の優作である。……碑は二百年来次第に頹廢の風を帯び技巧の粗糲となり推奨に値すべきものはなくなつた」(188～189頁)

8) 関野貞「韓国芸術の変遷に就きて」(前掲)、72頁

9) 関野貞「朝鮮文化の遺蹟」(『朝鮮芸術之研究』、度支部建築所、1910)、28～29頁

10) なお、善竹橋鄭夢周碑、敬徳宮碑は一覧表に掲載されていない。

していった。1916年から古蹟調査委員会による五カ年計画が始まり、三田渡碑は今西龍によって再調査されることになる。

#### 第八 清太宗功德碑

中垓里松坡洞民屋ノ間ニ在リ、丙子役朝鮮仁祖王南漢山城ヲ出テ清太宗ニ降伏シ臣礼ヲ執ルニ至リ太宗ノ命ヲ奉シテ清崇徳四年建立セシモノニシテ李景奭撰シ吳峻書セリ、碑ノ一面ハ滿洲文ト蒙古文トヲ刻記ス一面ハ漢文ヲ刻記ス、良質ノ大理石ニシテ碑身長十尺七寸外ニ龜趺ニ穿入スヘキ柄ノ部分一尺四寸五分アリ幅四尺八寸七分厚一尺三寸四分ニシテ螭首ノ部分高三尺内外幅五尺四寸、厚約一尺八寸、龜趺アリ（測定ヲ欠ク）モト碧瓦ヲ以テ葺キシ宏荘ナル碑閣アリシモ日清戦争後韓国政府之ヲ撤毀シ今ハ若干ノ礎石ヲ遺スノミ、碑モ亦其際ニ倒サレ滿蒙文ヲ刻セル面ヲ上ニシテ龜趺上ヨリ斜ニ地上ニ横ハル、現今其敷地内ニ民屋ヲ侵築シテ碑身ニ迫リ甚シク荒廢セリ、碑身幸ニ欠損ノ痕ナシト雖モ此僅ニ委棄センニハ歴史上有名ナルモノニシテ且ツ滿蒙文ヲ刻セル朝鮮唯一ノ碑ニシテ仁祖王当時力ヲ尽クシテ作成セル本碑ハ消摩破損スルニ至ルノ患アリ

此碑俗ニ三田渡碑又汗碑ト称シ此碑ヲ三田渡ニ建テタルコト史籍ニ見ユルニ現ニ松坡ニ在リ三田渡ハ松坡ノ下十余町ニ在リ、小田書記官ノ調査ニヨレハ今ノ松坡鎮ハ当時ノ三田渡ニシテ当時松坡鎮ハ漢江ノ中洲ニ在リシカ後代ニ至リ松坡鎮ヲ三田渡ノ地ニ移シタル為メ三田渡ノ部落ハ其名称ト共ニ下流ノ地ニ移リシモノナリト

此碑及龜趺ノ外ニ付近ニ一龜趺アリ、今小徑ノ傍ニ在リ、功德碑ノ龜趺形式手法全ク同一ナルモ形小ナリ、諺伝ニハ此碑ヲ載スル為メニ作成セシモノニシテ碑身ト形状ノ調和ヲ欠キシ為メ使用セサリシモノナリトナセトモ其龜趺上ノ柄孔ヲ調査スルニ幅三尺四寸七分厚一尺二寸六分深一尺ニスキス彼碑身ノ為メニ作成セシモノニアラスシテ別碑身ノモノナルコト明白ナリ

此太宗功德ノ建立及碑文ニ就キテ調査報告ハ之ヲ他日二期セントス<sup>11)</sup>

今西は蒙古文、滿洲文、漢文の存在を確認し、碑が倒された時期や碑閣の痕跡、碑の規模、俗称、そして傍らにある小龜趺の存在など、現地ではしか得られない詳細な情報を入手し、文献史料などに基づいて地理考証などの補足説明を加えている。三田渡碑はさらにその翌年、谷井濟一によって再調査され、本来の姿に修復された。

（一三）清太宗功德碑 中垓面松坡里ニアリ。頗偉大ナル石碑ニシテ、花崗石ヨリ成レル龜趺上ニ、灰黒色ノ斑アル大理石ノ碑石ヲ樹ツ。螭首ハ碑身ト一石ニシテ面背共ニ双龍玉ヲ捧グルノ状ヲ薄肉ニ表ハシ、碑面ニハ左（向ツテ右）ニ蒙古文ヲ右ニ滿洲文ヲ彫リ、碑陰ニハ漢文ヲ刻メリ。此碑ハ、朝鮮仁祖ガ清太宗ノ遠征軍ニ降り其功德ヲ頌センガ為ニ建テシメラレシモノニシテ、実ニ清ノ「崇徳四年」（朝鮮仁祖一七年明崇禎一二年日本寛永一六年耶蘇紀元一六四〇年）「十二月初八日

11) 今西龍「京畿道広州郡、驪州郡、楊州郡、高陽郡、加平郡、楊平郡、長湍郡、開城郡、江華郡、黄海道、平山郡遺跡遺物調査報告書」（『大正五年度古蹟調査報告』、朝鮮総督府、1917）、88～89頁

立」ツル所ニ係ル。外交史上重大ナル事件ノ一等史料トシテ、朝鮮ニ比類無キ滿蒙文ヲ刻セル碑トシテ、将又、朝鮮時代中期ニ於ケル石碑ノ代表的作物トシテ、永遠ニ保存ノ価値アル遺物ナリ。龜趺長十一尺六寸幅八尺七寸六分高基石上三尺三寸五分、碑身幅四尺八寸五分厚一尺二寸九分、碑身及ビ螭首ノ高サ十四尺三寸五分アリ。明治二十七八年戦役後顛倒セラレ、明治四十二年、関野博士調査ノ際ニハ尚民家障垣ノ内ニ仰向キヲ卜レ居リシガ、近年本府ニ於イテ豎立保存ノ議漸ク熟シ、大正六年九月、恰、小職等松坡里滞在中、營繕課員ノ手ニヨリテ豎立其功竣リタリ<sup>12)</sup>

文中の「一六四〇年」は1639年の誤りであるが、前年度の調査とは異なる実測値と螭首の彫刻に関する説明が加えられ、同碑の歴史的重要性が強調されている。「本府ニ於イテ豎立保存ノ議漸ク熟シ」た結果、三田渡碑はほぼ20年ぶりに本来の姿に戻された<sup>13)</sup>。

歴史的な重要性が認められた三田渡碑は、総督府の管理対象として、正式に登録されることになる。

第一一号	三田渡清太宗功德碑
種類及形状大小	螭首アル大理石ノ碑ニシテ、花崗石ノ龜趺アリ、碑身長十五尺、幅四尺九寸、厚一尺三寸、龜趺高四尺一寸
所在地	京畿道広州郡中垈里松坡洞
所有者又ハ管理者ノ住所氏名若ハ名称	国有
現況	大正六年九月改立
由来伝説等	朝鮮仁祖十七年己卯ニ立ツ
管理保存ノ方法	
備考	表面ニ滿文及蒙文、裏面ニ漢文ヲ以テ、朝鮮仁祖丙午ノ歳ニ於ケル清太宗劫略ノ顛末ヲ記セリ <sup>14)</sup>

この『古蹟及遺物登録台帳』とは、1916年に制定された「古蹟及遺物保存規則」（朝鮮総督府令第52号）の第2条に定められたものを指す。

第二条 朝鮮総督府ニ別記様式ノ古蹟及遺物台帳ヲ備ヘ前条ノ古蹟及遺物中保存ノ価値アルモノニ付在ノ事項ヲ調査シ之ヲ登録ス

一 名称

二 種類及形状大小

12) 谷井濟一「京畿道広州郡・高陽・楊州・忠清南道天安・公州・扶余・青陽・論山・全羅北道益山及全羅南道羅州十郡古蹟調査報告」（『大正六年度古蹟調査報告』、朝鮮総督府、1920（大正9））、609頁

13) なお現在（2016年12月末確認）の三田渡碑の案内版には「日帝は1913（大正2）年、再び三田渡碑を立てた」とあり、総督府の調査報告と年代が異なるが、その根拠は不明である。

14) 朝鮮総督府学務局古蹟調査課『古蹟及遺物登録台帳抄録』、1923（大正13）

- 三 所在地
- 四 所有者又ハ管理者ノ住所氏名若ハ名称
- 五 現況
- 六 由来伝説等
- 七 管理保存ノ方法<sup>15)</sup>

朝鮮総督府学務局古蹟調査課は1921年に設置され、遺物の整理業務を担当したものであるが<sup>16)</sup>、ここでも以前の調査とは異なる実測値が挙げられている。

総督府による文化財行政は、制度の整備がさらに進んでいった。1933（昭和8）年には「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」が発布され<sup>17)</sup>、1934年以降、朝鮮内の文化財がこの保存令に基づき、宝物・古蹟・名称・天然記念物の名で指定されていった。三田渡碑は1935（昭和10）年、「宝物第164号」に指定された<sup>18)</sup>。

指定番号	第一六四号
名 称	三田渡清太宗功德碑
所 在 地	京畿道広州郡中垈面松坡里
所 有 者	国
解 説	清太宗功德碑は漢江々畔に在り。花崗石の亀趺の上に、大理石の碑を立つるものにして、碑の上部は螭首を戴く。碑身は両面を磨研して、表面には満洲文及び蒙古文を、裏面には漢文を以て大清皇帝功德碑文を刻す。螭首は蟠螭珠を争ひ、彫法精秀なり。高さ碑身螭首共に十五尺、幅四尺九寸、亀趺は基石の上に踞す。製作精巧なるも、形態佳ならず。高さ四尺一寸、李朝仁祖十七年己卯に建つ <sup>19)</sup>

これまでの調査結果を踏まえた内容に基づき、概要が記載されているが、実測値は1923年の台帳記載のものがそのまま利用されており、台帳の記録が調査の最終結果であったことをうかがわせる。

注目されるのは亀趺に関する「製作精巧なるも、形態佳ならず」という記述である。先に関野貞は、三田渡碑を朝鮮前期の3碑より「頗劣れり」と評したが、その理由を明確に述べることはなかった。だが上記の解説は、そうした関野の評価を是とする根拠を、亀趺によって示したことになる。その点から見れば、三田渡碑は芸術的な価値よりも、記録物としての歴史的な重要性が高く評価されたことになろう。

こうして一級文化財としての地位を確保した三田渡碑であるが、京城電気株式会社発行の観光案内冊

15) 『大正五年度古蹟調査報告』（前掲）、3～4頁

16) 同課は1924年、組織改編のため廃止されたという。大橋敏博「韓国における文化財保護システムの成立と展開—関野貞調査（1902年）から韓国文化財保護法制定（1962年）まで—」（『総合政策論叢』8、2004）、188頁

17) 朝鮮総督府『朝鮮総督府官報』1977号附録（1933年8月11日）、1～2面

18) 朝鮮総督府『朝鮮総督府官報』2507号（1935年5月24日）、285面

19) 朝鮮総督府社会教育課編『朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物要覧』、1937（昭和12）



子『京城ハイキングコース』には、1930年代の様子が記されている。

註 写真にも示す通り汗碑の付近十数歩の距離にある畑中には別に小亀趺が存在し碑身は部落民の言では大正十四年洪水か或はそれ以前に行方不明になってゐるとの事であるが、何れ汗碑に関係あるものと思はれる。尚昭和十二年九月の実地調査の際は汗碑の付近には二三の酒幕などが出来、且つ写真に見られる木柵は失はれてゐて、小亀趺も身体の殆んど全部を地中に没し、碑の入った部分の凹部を肥料だめに使用せる有様で、多分木柵も温突に焚かれたのであろう<sup>20)</sup>

昭和12(1937)年には木柵が失われていたとあるが、これは他の資料(図4)<sup>21)</sup>からも確認され、総督府の管理が行き届いていなかったことが分かる。また上記の「小亀趺」とは、今西が1916年に報告した「此碑及亀趺ノ外ニ付近ニ一亀趺」のことである。同書では三田渡碑とこの亀趺との関係を想定しているが、総督府は小亀趺の保護・管理に無関心であったことが分かる。

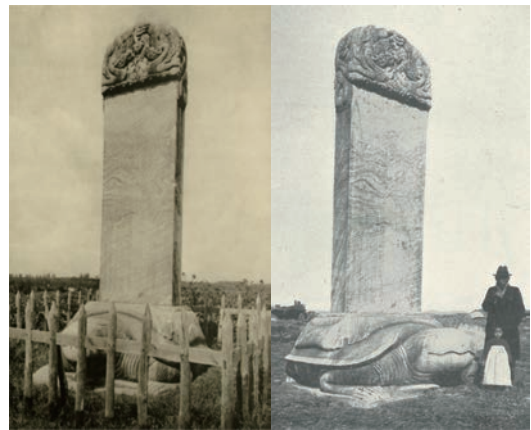


図4 1930年代の三田渡碑

### Ⅲ 解放後の韓国における三田渡碑の地位

1945年8月15日の解放を経て、1948年に大韓民国が樹立すると、総督府が「宝物」として指定してきた文化財は、「国宝」の名で管理されることになった。ただ三田渡碑の指定名である「国宝第164号 三田渡清太宗功德碑」からも分かるように、当時の指定は総督府が定めた番号・名称をほぼ引き継ぐ形で行なわれたことが分かる。

だがその後、三田渡碑には大きな転機が訪れる。1955年に開催された国宝古蹟名勝天然記念物保存会の第2次会議において、三田渡碑は「恥辱の歴史を示すもの」とされ、当時の内務部治安局長の要請によって国宝から除外されることになった。同碑は1957年2月1日、国宝指定を解除され、この碑石が立っていた場所が古蹟147号「三田渡清太宗功德碑址」に指定された<sup>22)</sup>。

解除の後、三田渡碑は地中に埋没していたという。その内容を伝える記事が、『考古美術』創刊号に掲載されている。

20) 佐脇精編『京城ハイキングコース』Ⅲ(京城電気、1937)

21) 左は朝鮮総督府『朝鮮古蹟図譜』13巻(1933年、1938頁)に掲載された写真。右は朝鮮総督府『朝鮮史のしるべ』(1937、138頁図版9)掲載のもの。木柵がなくなっているのが分かる。また総督府は、指定文化財の傍らに地上高50~60cmほどの標石を立てたが、同写真にはそれが確認できない。

22) 現在の案内版には「1956年には当時の文教部の主導下で地中に埋めた」とある。この記述に従えば、同碑は指定解除の前に埋められてしまったことになるが、年代の根拠は不明である。

三田渡の有名な清太宗紀功碑の碑身は、碑文が恥辱的であるとして1958年春に付近の地下七尺に埋没していたが、その後洪水によって河岸が流失して碑身・亀趺がすべて水中に転落し、放置しておけば江底に埋没してしまう危険が明白であるため、文教部においては、早急にこれを引き揚げ、石村里の高地に移建する計画である。ただ碑身の重量だけでも約15トン、亀趺の重量は25トンにもなり、現位置の地盤が非常に弱く、陥没しやすいため、難工事が予想される<sup>23)</sup>

同書は当時の大学や博物館に勤務する歴史学・考古学・美術史学などの専門家によって結成された考古美術同人会が発行する月刊誌であり、美術作品を中心とする文化財の調査・研究が主な内容であった。文中の「埋没していた」とは、前年に行なわれた指定解除の後、人為的に埋められたことを指すものであろう。「碑址」という指定名は、碑が存在しないか、完全な状態にないことを示唆するもので、碑を埋めることが前提であったことが分かる。そして指定されるのが遺物（碑）ではなく場所（碑址）となれば、その性格は「国宝」よりも「古蹟」とされるのが妥当であろう。ただ破壊を選択しなかったのは、文化財としての存在意義を認めていたためと判断される。この決定は、民族感情を前面に掲げた上での折衷案であったと思われるが、一級文化財の喪失危機という状況を招く結果となった。

1962年1月10日に文化財保護法が新たに制定されると、従来の国宝・古蹟・天然記念物という分類は、国宝・宝物・史蹟・天然記念物という新たな分類方法に変更され、1962年から1963年にかけて分類・指定作業が進められたが、三田渡碑は1963年1月21日、その名称が「史蹟101号 三田渡碑」に改められた<sup>24)</sup>。

こうした三田渡碑の地位の変動について、当時慶熙大学校の教授であった金声均は、論文の中で次のように述べている。

三田渡碑は、建立後320余年が過ぎる間に二度も地中に埋没し、ややもすれば永久に世人の視野から消えてなくなるところであったが、埋没を逃れて再び日の目を見ることになったという。最初は①日帝統治下のことで、日本が朝鮮を支配することになり朝鮮民族の侮日慕華思想を増長することになるとし、この碑を地中に埋没したのであるが、その後②史蹟保護という口実と、また朝鮮民族は従来他族に類属してきており、独立したことがないことを証明する資料だとし、朝鮮民族の独立精神を抑圧するための奸譎な兇計から再び掘り出されたといい、二番目は③1945年の解放後、民族的羞恥だとして再び埋められたものであるが、その後、梅雨によって土砂が流されたため碑身が露出したもので、④江畔の斜面に碑身が斜めに横たわっていたものを、⑤近年再び立てて保管していると聞いた。筆者が数年前に史学科の学生を連れて拓本のために行った時は、江畔の斜面に横たわっていて、大水にでも遭って下の土が流されたら江の中に転がり落ちてしまわないだろうかと思いを抱いていたが、その後再び建立されたという話を聞き、喜んだものである<sup>25)</sup>（番号および下線は筆者）

23) 「(考古美術ニュース) 三田渡 清太宗紀功碑の 再建問題」(『考古美術』第1巻第1号、考古美術同人会、1960)。原文は韓国語。

24) 文化財管理局『指定文化財目録』(1997)、155頁

25) 金声均「三田渡碑 豎立始末」(『郷土서울』12、ソウル特別市史編纂委員会、1961)、7頁。原文は韓国語。

まず①については、既述したように、事大関係の清算として朝鮮側が行なった措置であり、時期・主体のいずれも誤解であることが分かる。②については、総督府の一連の事業内容を見る限り、史蹟保護の一環であったことは間違いない。次に「朝鮮民族の独立精神を抑圧する兇計」説は、少なくとも資料からは確認できないが、総督府は朝鮮民族の支配を目的とする政治機関であり、文化財保護はその一環である点を考慮すれば、谷井の報告にある「豎立保存ノ議熟」の背景にそのような意見がなかったとは言いきれない。

③は、解放後の国宝指定解除をめぐる議論、④は『考古美術』で触れられた状況を指すものと見なし問題ないと思われる。⑤は、④の状況が紹介された『考古美術』創刊号（1960年8月）から、同論文の脱稿日（1961年5月30日）の間に行なわれたことになる。筆者はこれを裏づける公式記録を確認できなかったが、前述のように、1957年2月1日における「三田渡清太宗功德碑址」という名称は、1963年1月21日に「史蹟101号 三田渡清太宗功德碑」となり「址」の字が削除されている。少なくとも史蹟名が「碑」に変更された時点においては、碑は地上に再び立てられたと考えるべきであろう。

その後、三田渡碑は1980年7月10日、松坡区三田洞289-3番地の公園に移され、この際に「三田渡碑」と改称された。同碑は2010年に移転するまでの30年間この地にあったが（図1）、1980年以前の様子を伝える記録が『文化財大観』（1975年刊）に見られる（図5）。

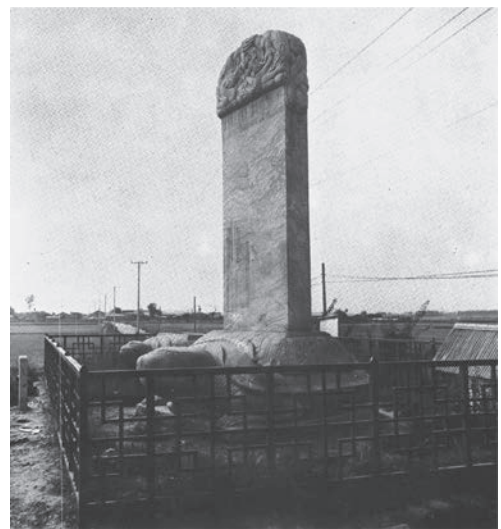


図5 三田渡碑と「小亀趺」

1636年（仁祖14年）、清太宗が朝鮮を侵攻した際、仁祖王は急ぎ広州の南漢山城に避難し、固守する計画を立てたが、朝鮮の兵力では到底清軍に抵抗しきれず、遂に王は南漢山城を出で清太宗の軍営がある漢江の三田渡において城下の盟を結んだ。清はこの事実を碑に刻み、彼らの陣があった三田渡に立てることを要請し、仁祖はやむなくこの碑を製作、建立するに至った。碑身13尺に達する国内最大の碑であり、石材は大理石、螭首亀趺の彫刻も雄渾精巧で、その外形が李朝後期に属するものとして最も優秀である…（中略）…最初は三田渡に立てられていたが、1895年（高宗32年）、清日戦争後に埋没したものを再び立て、1956年当時、文教部においてこれを国恥の記録だとして地中に埋めたが、再び原位置に移して立てるなど、変動があった。この碑の石材は風化に弱いもので、このまま屋外に置いておくと遠からず面石に甚大な磨損が生じる憂慮がある。また此の碑は、扶余定林寺の塔身に刻まれた「大唐平百濟 国碑銘」と共に国恥の遺蹟碑には違いないが、これは史料としても石工芸術としても、唯一の3国文が記入されたものなどから、貴重な価値を有する<sup>26)</sup>

26) 文化広報部文化財管理局『文化財大観 史蹟篇（上）』、1975、318頁。原文は韓国語。

この場所について同書は「城東区松坡洞」と記すのみである。一方、史蹟指定のあった1963年に、石村里53-13番地に移転されたという指摘もあるが<sup>27)</sup>、その根拠は示されていない。

注目されるのは、かつて今西が報告し、朝鮮総督府が関心を示さなかった小亀趺が、三田渡碑と並んで保護されている点である。韓国においては三田渡碑にかかわる重要な遺物と見なされ、1980年以降、三田渡碑と共に管理されている。この小亀趺の位置づけは明確ではなく、当時何を根拠に三田渡碑と共に管理されたのかは不明である<sup>28)</sup>。ただ三田渡碑がもし単体で国宝に指定されたままであったなら、この小亀趺が管理の対象とされる名分は恐らくなかったはずであり、逆に碑を含む一帯を「史蹟」に指定したことで、この小亀趺を取り込むことができたのではないだろうか。

1980年代以降、三田渡碑の移転要求が何度か区や国に対し行われてきたというが、これに対する積極的な対応は見られなかった。そうした中で、三田渡碑に落書きされる事件が発生した。2007年2月7日に何者かが三田渡碑の碑陽にラッカーを使ってハンゲルで「철거 (撤去)」や「병자 (丙子)」,そして「370」という数字を大きく書いたのである。「丙子」は清が朝鮮に侵入した1936 (丙子) 年を指し、「370」は事件から現在に至る年数<sup>29)</sup>を指す。数週間後に捕まった犯人は「誤った政治家に、数年後、当時のような侵略と屈辱を受けるかも知れないと警告したかった」という趣旨のことを述べたという<sup>30)</sup>。

毀損された後、三田渡碑はすぐに洗浄作業が行われ、本来の姿を取り戻したが、この事件を基に、碑の所在地である松坡区は、三田渡碑の原位置探索と安全な管理を目的とした報告書の作成を専門家に依頼した<sup>31)</sup>。調査の結果、原位置とされる場所は既に1970年代の開発により石村湖水内に水没していることが分かった。報告書では原位置への移転は不可能であるとし、「国立中央博物館」や「国立古宮博物館」への移転が望ましいと指摘したが、最終的には原位置に近い石村湖水交差点の西南（石村湖水西湖の北東）に保護閣を設け、2010年、三田渡碑と傍らにあった亀趺を共に移転させた（図6）。



図6 現在の三田渡碑

27) ソウル市立大ソウル学研究所『三田渡碑最初建立位置考証学術調査研究用役報告書』（ソウル特別市松坡区庁、2008）、22頁

28) 『三田渡碑最初建立位置考証学術調査研究用役報告書』（前掲、13～16頁）では、『承政院日記』などの記述から、清側の要求によって碑を製作するにあたり、準備しておいた亀趺が小さかったため、あらためて大型の亀趺を製作したのではないかと推測しており、現在三田渡碑の前に置かれた案内版もその見解に従っている。

29) 事件の起こった2007年2月7日は、旧暦上は「2006年12月20日」であり、370年前に清の大軍が南漢山城を包囲していた期間に当たる。

30) 東亜日報2007年2月7日付「三田渡碑赤いラッカーで毀損…何者かが「撤去」と書き逃走 (삼전도비 빨간 락카로 훼손…누군가 “철거” 쓰고 달아나)」及び2007年2月27日付「三田渡碑毀損犯『歴史を正したかった』 (삼전도비 훼손범 "역사 바로잡고 싶었다")」。http://www.donga.com/

31) 『三田渡碑最初建立位置考証学術調査研究用役報告書』（前掲、2008）

## おわりに

近代以降、韓国（朝鮮）人の三田渡碑に対する認識は国恥の象徴として始まり、文化財としての重要性よりも、民族史を情緒的に捉えた論理が優先する形で評価されてきた。解放後の「国宝」解除と「史蹟」への指定は、そうした民族史としての評価が露呈したものであり、三田渡碑の評価を下げるものであった。ただ後日、三田渡碑の関係が深いと思われる小亀跡が共に管理対象に含まれたのは、この「史蹟」指定の意図せざる功であったのではないだろうか。三田渡碑は紆余曲折を経て、数十年ぶりに本来に場所に近いところに移転された。原位置ではないものの、「史蹟」指定の要件にふさわしい結果となったことは幸いである。

だが碑石文化の変遷から見れば、型式分類以上に踏み込んだ考察はほとんどなく、三田渡碑に対する研究や評価はいまだ十分とは言えない。高麗時代までの碑石は仏教美術の一つとしても扱われ、多方面からの考察が試みられているが、朝鮮時代の研究においては儒教文化芸術という枠組そのものが定着していない感があり、今後さらなる検討が要される。本稿ではその必要性を喚起するにとどめたい。